

公益財団法人 計算科学振興財団 スーパーコンピュータシステム 利用契約約款

(約款の適用)

第1条 この「公益財団法人計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款」（以下「本約款」という。）は、公益財団法人計算科学振興財団（以下「財団」という。）が運用するスーパーコンピュータシステム（以下「FOCUSスパコン」という。）の利用（以下「FOCUSスパコン利用」という。）、及びこれに付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。なお、以下「FOCUSスパコン利用」と「付帯サービス」を併せて「FOCUSスパコン利用サービス」という。）を利用する法人等と財団との間において、FOCUSスパコン利用サービスに関する一切の契約（以下「利用契約」という。）に対して適用する。

(定義)

第2条 この約款において使用する用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 「理事長」とは、公益財団法人計算科学振興財団理事長のことをいう。
- (2) 「利用者」とは、FOCUSスパコン利用サービスを利用する法人等のことをいう。
- (3) 「『課題』」とは、利用者がFOCUSスパコン利用サービスを利用して、問題の解決をするための「契約単位」のことをいう。
- (4) 「責任者」とは、『課題』を代表し、従事者の管理監督の責任を負う者のことをいう。
- (5) 「連絡責任者」とは、『課題』を代表し、財団との連絡窓口の責任を負う者のことをいう。
- (6) 「従事者」とは、『課題』に従事する個人（法人等における職員（役員並びに正規社員、非正規社員）、及び業務委託先社員等で業務に従事する者。大学にあっては学生等を含む。）のことをいう。
- (7) 「アカウント」とは、従事者がFOCUSスパコンにログインするための権利のことをいい、「アカウント情報」とはアカウントにログインするためのID及びパスワードをいう。
- (8) 「ジョブ」とは、FOCUSスパコン上で利用者の意図を持ってひとかたまりで実行される複数もしくは単一のプログラムのことをいう。
- (9) 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。
- (10) 「HPC」とは、High Performance Computingの略であり、通常の個人用計算機や一般商業用計算機等と比較して高性能な計算資源を用いること及びその関連技術のことをいう。
- (11) 「第三者」とは、当該『課題』の利用者、財団以外の個人、法人等とし、同一法人等であっても別『課題』では第三者とする。また、同一『課題』であっても責任者、連絡責任者及び従事者並びに従事者相互間は第三者とする。
- (12) 「秘密情報」とは、以下のとおりとする。
 - (ア) FOCUSスパコン利用サービスの利用契約により、財団が知り得た責任者、連絡責任者及び従事者の個人情報
 - (イ) 財団が知り得た利用者側システム情報
 - (ウ) 利用者のFOCUSスパコン利用履歴
 - (エ) 利用者のFOCUSスパコン利用に係る通信内容

- (オ) FOCUSスパコン上の記憶媒体のうち、財団が利用者の専有領域として指定した領域に、利用者が保存したデータ
- (カ) 財団がシステム障害からの回復に利用するために定期的にバックアップ保存した利用者データ
- (キ) ただしジョブ統計情報は秘密情報から除外する。

(利用目的)

第3条 FOCUSスパコンは、「富岳」をはじめとするスーパーコンピュータの産業利用の促進を図るため、企業・大学・研究機関等で得られた知見や研究開発の成果をスーパーコンピュータで利用するための技術高度化支援を行うほか、大学・公的機関等の知財の活用や産学官連携による産業利用、実践的な企業技術者の育成を推進することを目的とし、次の利用に供用する。

- (1) HPC利用のトライアルを目的とする「HPCスタートアップ支援」利用
- (2) 現状よりも大規模なHPC利用のトライアルを目的とする「HPCステップアップ支援」利用
- (3) HPC環境を活用した新産業の振興に寄与する「HPCを活用した新産業の振興」利用
- (4) HPC向けの国産アプリケーションソフトウェアの振興を目的とする「国産アプリケーションのインキュベート」利用
- (5) 「富岳」を活用したアプリケーションソフトウェアの普及を目的とする「公的アプリケーションソフトの利活用支援」利用
- (6) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利法人と企業との産学官連携による「産業利用推進」のための利用
- (7) 大学、独立行政法人及び財団法人等の公的機関並びに非営利法人との連携による実践的な企業技術者の育成を目的とする「企業技術者の育成」利用
- (8) 「富岳」を中核とする研究教育拠点（COE）形成に資する利用
- (9) セミナー、講習会等を通じたスーパーコンピュータを利用できる人材育成のための利用
- (10) 利用者の事業活動における製品・サービス及び製造方法等の設計・開発、解析、改良などに関する課題解決のための利用
- (11) その他、理事長が認める利用

(知的財産権の帰属)

第4条 FOCUSスパコン利用によって生じた知的財産権については、利用者に帰属するものとする。

(利用者)

第5条 利用者は、第3条の利用目的を満たし、かつ、次の各号のいずれかに合致する法人等とする。

- (1) 日本国内に所在地を有しかつ登記されている会社法等に規定される法人である「企業」
- (2) 日本国内に所在地を有する「大学」、独立行政法人及び財団法人など学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利法人」
- (3) 民法、有限責任事業組合法、技術研究組合法、中小企業等協同組合法等に規定される組合のうち「企業共同体」、「有限責任事業組合」、「技術研究組合」、「技術開発組合」、「事業協同組合」等

(4) その他、理事長が認める機関

(利用資格)

第6条 FOCUSスパコンの利用については、次の要件を合わせて満たす者が利用資格を有する。

(1) 日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者

(2) 本約款に同意し、これを遵守する旨の誓約書を提出した者

2 前項に定める日本国内の居住者とは、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ以下の(5)～(7)の特定類型に該当しない者とする。

(1) 日本国籍を有する者でありかつ日本国に居住する者

(2) 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務する者

(3) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者

(4) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過している者

(5) 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している者（特定類型1）

(6) 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている（又は得ることを約束している）者（特定類型2）

(7) 日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている者（特定類型3）

(提供資源)

第7条 利用者に提供する資源は、計算資源、サービス、施設等である。

(計算資源)

第8条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供する計算資源は次のとおり構成される。

(1) 演算サーバシステム

(2) ストレージシステム

(3) フロントエンドサーバシステム

(4) データ処理サーバシステム

(5) ワークステーションシステム

(6) 講習用端末システム

(7) 管理系サーバシステム

(8) FOCUSスパコンネットワークシステム

(9) その他

2 利用者は、財団が承認した『課題』ごとに計算資源を利用できるものとする。

3 実施にあたって利用するデータのバックアップは、利用者が責任を持って行うこととし、システム停止等に伴うデータ消失について、その理由を問わず財団は一切の補償を行わない。

(サービス)

第9条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて提供するサービスは次のとおり構成される。

(1) 提供計算資源の使用許諾

- (2) 財団が用意したソフトウェアの使用許諾
 - (3) FOCUSスパコンの利用支援
 - (4) プログラムのインストールにおけるFOCUSスパコンの基本動作に関わる支援
 - (5) アプリケーションソフトウェア利用における支援を実施する企業等の紹介
 - (6) FOCUSスパコンの利用に係る講習会及びFOCUSスパコン上で利用可能なアプリケーションソフトウェアに係る講習会
 - (7) 「富岳」を中核とするHPCI (High Performance Computing Infrastructure) の産業利用支援につながるサービス
 - (8) 財団と別途契約を結ぶアプリケーションソフトウェアの機能をネットワーク経由で利用者に提供するASP (Application Service Provider) によるサービス
 - (9) FOCUSスパコンネットワークへの持ち込み機器接続
 - (10) その他、財団が随時提供するサービス
- 2 前項第1号の使用許諾については、別に定める「FOCUSスパコン計算資源利用細則」に基づきサービスを提供する。
 - 3 第1項第2号のソフトウェアのうち、FOCUSスパコンを利用するために必要な基盤ソフトウェア(OS、ジョブ管理、開発環境、データ転送等)については財団より貸与される。
 - 4 FOCUSスパコンの利用にあたって必要となるソフトウェアの内、前項の財団が提供するもの以外のソフトウェアの使用権や利用サポート等に関する権利の取得は利用者が行うものとする。また、その確保に必要な費用は、利用者の負担とする。
 - 5 財団は、FOCUSスパコンネットワークシステム内部から対外インターネット接続点までの導通を確保し利用者に提供するが、対外インターネット接続点から利用者までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者が確保することとし、財団はその責を負わない。
 - 6 第1項8号に係るサービスを提供するASPは、実際に利用する者が第6条に定める利用資格を満たすことを確認するとともに、利用する者ごとの利用状況がわかるようジョブの管理などを行い、財団の求めに応じて必要な情報を提供する。
 - 7 第1項第9号に係るサービスの提供を受けようとするものは、持ち込む機器及びその利用目的を明確にし、財団が求める機器のセキュリティチェック等に係る書類を提出すること。
 - 8 財団は、第1項に掲げるサービス又はそれらに付帯するサービスを廃止することがある。その際は、廃止する14日前までに責任者に対し通知を行うものとする。

(施設)

第10条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて、利用者は、『課題』ごとに、別途定める規程により端末利用室を利用することができる。

(利用期間)

第11条 FOCUSスパコンの利用期間は、第18条の利用承認通知書に記載された利用開始日から、第28条の利用の廃止の届出により利用契約が終了したとき、又は本約款の定めにより財団が利用契約を解除したときまでとする。

(通知方法)

第12条 財団から利用者に対する通知は、本約款に特に定めのない限り、連絡責任者に、電子メール又は郵送により行う。財団が連絡責任者に対して前記の方法により通知した場合において、当該通知が到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害については、財団は一切責任を負わないものとする。

(約款の変更)

第13条 財団は、本約款を変更することがある。本約款に特に定めのない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとする。財団は、本約款を変更する場合は、変更予定日の遅くとも14日前までに連絡責任者に通知するとともに財団のホームページに掲載する。

(利用申請)

第14条 FOCUSスパコン利用を希望する者（以下、「利用申請者」という。）は、財団所定の申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、当該申請書を財団に提出するものとする。

2 第1項の申請に際し、利用申請者は、全従事者について、各従事者の所属法人（以下「所属法人」という。）が発行する顔写真付き身分証明証（社員証等）両面の写しを提出するものとする。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、所属法人が従事者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいう。

(1) 従事者の氏名と顔写真

(2) 所属法人名

(3) 所属法人が従事者の身分を認める旨の記述

3 従事者が前項の顔写真付き身分証明証を持っていない場合は、所属法人が発行する顔写真なし身分証明証（社員証、在籍証明書等）と財団の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写しを提出するものとする。

4 財団は、前項の証明書として有効なものを以下のとおりと定める。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) マイナンバーカード（顔写真付きの表面のみ。個人番号通知カードは不可）

(4) 在留カード

(5) その他財団が認めるもの

(審査)

第15条 財団は、利用申請の承認にあたっては、利用目的及び与信等に基づく審査を行う。なお、審査にあたって書類等の情報提供を求める場合がある。

2 財団は、利用承認をした後でも、前項の情報提供を求める場合がある。

(申請の不承認)

第16条 財団は、審査の結果、次の各号に該当する場合には、申請を不承認とすることができる。

(1) 申請に係るFOCUSスパコン利用サービスの提供又はFOCUSスパコン利用サービスに係

る装置の運用・保守が困難と判断した場合

(2) 過去に、財団との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用者が、財団との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると判断した場合

(3) 申請書の内容に虚偽記載があった場合

(4) 安全保障貿易管理に係る法令等を遵守していない、又は遵守していないおそれがあると判断した場合

(5) 平和利用目的ではない場合

(6) 公序良俗に反している場合

(7) 生命倫理や安全に対する取組みへの配慮を行っていない場合

(8) 人権及び利益保護への配慮を行っていない場合

(9) 利用者が財団の社会的信用を失墜させる態様で、FOCUSスパコン利用サービスを利用するおそれがあると判断した場合

(10) その他、理事長が、申請を承認することが相当でないと認める場合

2 審査の結果、利用の承認をしなかった場合は、速やかに責任者へ通知するものとする。なお、財団は、承認しなかった理由を説明する義務を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 財団は、利用申請者及び利用者（以下、併せて「利用申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は該当していたことが判明したときは、申請書を受理せず、申請を不承認とし、又はなんらの通知、勧告をすることなく、ただちに利用契約を解除することができる。

(1) 利用申請者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

(2) 利用申請者等の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

(3) 利用申請者等の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による）又は本約款履行のために使用する委任先その他の第三者が、前二号のいずれかに該当すること。

2 利用申請者等は、前項各号の規定により利用契約を解除されたことを理由として、財団に対し、損害賠償を請求することはできない。

(承認)

第18条 財団は、第15条の審査を行い、その利用を承認した場合、利用申請者に『課題』ID及び従事者のアカウントIDを記載した利用承認通知書を発行し、従事者の初期パスワードを通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第19条 財団が申請書を受領後、特段の事情により『課題』の実施が困難であると判断し、責任者が申請の取り下げをする場合は、財団が利用を承認し前条に定める利用承認通知書を発行する前までに届け出るものとする。

2 財団は前項に基づく事由により利用申請の取り下げの届出を受理したときは、利用の申請は無かつ

たものとして措置するものとする。

(契約者変更の届出)

第20条 利用者は、次の各号に定める変更が生じたときは、当該変更が生じた日から14日以内に財団所定の「変更承認申請書」を提出する（以下、「変更承認申請」という。）ものとする。財団は、変更承認申請書について、変更後の利用者が第3条、第5条及び第6条に定める要件を満たすことができないと判断した場合、財団は利用者の了解を得ることなく利用契約を解除できるものとする。

(1) 利用者である法人等の合併による存続する法人等又は新たな法人等への変更

(2) 利用者である法人の業務の分割による新たな法人等への変更

(3) 利用者である法人の業務の譲渡による別法人等への変更

2 財団は、前項に定める変更承認申請が遅れたこと又は怠ったことによる利用者又は第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとする。

3 利用者から財団への変更承認申請が遅れたこと又は怠ったことにより、財団から利用者への通知が不着・延着した場合でも、通常到達すべき時期に到達したものと見なす。

(権利の譲渡等)

第21条 利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできない。利用者は、FOCUSスパコン利用サービスの利用に関して、財団が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含む）について、利用者の関与の有無を問わず、財団に対し、利用契約又は法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとする。

(経費の負担)

第22条 利用者は、FOCUSスパコンの利用にあたり、『課題』ごとに、別に定める「FOCUSスパコン利用料金表」（以下「利用料金表」といい、本料金表は財団のホームページにて掲載する。）に基づき、利用経費を負担しなければならない。

2 財団に支払うべき金額は、利用経費の他、当該利用経費支払に対して課される消費税及び地方消費税相当額を加算した額（以下「料金」という。）とする。

3 FOCUSスパコンの利用期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

4 財団が特に認めた場合は、利用経費の減免等を行う場合がある。

5 財団は、利用料金表に定める利用経費の額を変更する場合は、変更予定日の遅くとも14日前までに連絡責任者に通知するとともに財団のホームページに掲載する。

(支払い)

第23条 財団は、料金を利用月の月末締めで算出し、原則として翌月の財団第5業務日以内に、『課題』ごとに利用者宛てに請求書を発行する。利用者は、請求書発行日の翌月末日までに、振込にかかる金融機関に支払う手数料を負担して指定の金融機関への振込により支払うものとする。なお、支払期限の変更及び支払方法について、財団が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 金融機関から発行された「振込証明書(受領書)」、又はネットバンキングから振込んだ場合の振込決済が完了した画面をプリントアウトした書面をもって、財団の領収書に代えるものとする。

(遅延損害金)

- 第24条 利用者は、料金の支払を遅延した場合、支払い期限の2か月以内は年率7.3%、それ以降は年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(広報活動)

- 第25条 利用者は、財団が第3条の利用目的を達成するための広報活動として、利用者の名称(以下「法人等名」という。)を公表することを承諾する。財団は、責任者に対し、利用目的の概要の公開に協力を求めることがある。

- 2 前項において公表される法人等名は、共同で申請する全ての法人等名をいう。

(善管注意義務及び禁止事項)

- 第26条 利用者は、承認を受けた利用目的にしたがって、善良な管理者の注意義務を持って、FOCUSスパコン利用サービスを利用するものとする。

- 2 責任者、連絡責任者又は従事者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

(1) 本約款に違反する行為

(2) 申請した目的以外にFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為

(3) 第38条第1項又は第2項に定めるアカウントの不正利用行為又はそのおそれのある行為

(4) 財団若しくは第三者の財産、著作権・商標権等の知的財産権、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(5) 財団もしくは第三者の電子情報を改ざん又は消去する行為

(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為

(7) 財団のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為

(8) 財団又は第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

(9) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様においてFOCUSスパコン利用サービスを利用する行為又はそのおそれのある行為

(10) FOCUSスパコン利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為

(11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ又は社会的に許されないような行為

(12) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(13) 平和及び安全の維持を妨げるおそれのある行為

(14) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

(15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為

(16) その他、理事長がFOCUSスパコン利用サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

- 3 第1項又は第2項に違反したことにより財団が損害を被った場合、利用者は財団の被った損害につ

いて賠償しなければならない。

- 4 責任者、連絡責任者又は従事者が第2項第3号に違反したときは、利用者は財団に対し、財団が請求する違約金を支払わなければならない。
- 5 違反行為が悪質な場合には、財団は、利用者の事前の同意を得ることなく利用者名及び違反行為の内容を公表することができる。

(変更の届出)

- 第27条 責任者は、申請書の記載事項に変更がある場合、速やかに財団所定の変更承認申請書(以下、「変更承認申請書」という。)に必要事項を記入の上、当該変更承認申請書を財団に提出しなければならない。
- 2 財団は、前項の規定に基づく変更承認申請書を受理し、内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに通知する。なお、承認しなかった場合も、その旨を速やかに通知する。

(利用の休止、廃止)

- 第28条 責任者は、FOCUSスパコンの利用について、第1号に該当するときは財団所定の「利用休止届」を、第2号から第4号に該当するときは財団所定の「利用廃止届」を提出するものとする。
- (1) 『課題』の一定期間の「休止」を希望するとき。
 - (2) 『課題』の「廃止」を希望するとき。
 - (3) 災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。
 - (4) 『課題』の従事者が皆無となったとき。
- 2 財団は、前項の届出を受理したときは、その旨を速やかに責任者に通知する。
 - 3 第1項の休止又は廃止の場合、財団は、届出受理を通知した後、料金の請求を行う。
 - 4 責任者は、第1項第1号の休止を終了するときは、その旨を財団に届け出るものとする。休止期間は、休止の届出を受理した日の属する年度末までを最長とする。年度末までに休止の終了がない場合は、廃止とみなす。
 - 5 責任者は、第1項第2号の廃止の届出を廃止月の15日までに行うものとし、廃止月の末日をもって利用契約は終了するものとする。
 - 6 前項に基づき利用契約が終了したときは、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。

(利用者が公表する情報の提供)

- 第29条 責任者は、FOCUSスパコン利用の事実をプレスリリース等で対外発表するときは、利用者の秘密情報を除き、事前にその情報を財団に提供しなければならない。

(秘密の保護)

- 第30条 財団は、一切の秘密情報を、次の各号を除き、第三者に開示又は漏洩しない。
- (1) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために、緊急措置として第三者への情報提供を行う場合
- 2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ秘密情

報を使用又は保存する。

- 3 財団は、責任者、連絡責任者又は従事者が第26条第2項の各号いずれかに該当する禁止行為を行い、FOCUSスパコン利用サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、FOCUSスパコン利用サービスの円滑な提供を確保するために、必要な範囲でのみ利用者の秘密情報を、禁止行為の停止のため利用することができる。なお、本条でいう必要な範囲とは、責任者、連絡責任者又は従事者が第26条第2項の各号いずれかに該当する禁止行為を行わないかを監視し、セキュリティ監査レベルを強化させるため、FOCUSスパコンネットワーク及びFOCUSスパコン上で秘密情報を扱うことをいう。
- 4 財団が第2項及び第3項により秘密情報を利用する場合であっても、第2条第12号（エ）（オ）及び（カ）に定める秘密情報へのアクセス権は、FOCUSスパコン運用を行う特定作業者のみがこれを有するものとする。

（個人情報等の保護）

第31条 財団は、個人情報を「公益財団法人計算科学振興財団個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとする。

（提供の中止）

第32条 財団は、次に掲げる事由がある場合、FOCUSスパコン利用サービスの提供を中止することがある。

- (1) FOCUSスパコン設備、その他の財団がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - (2) 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、緊急を要してFOCUSスパコンの財団による運用を優先させる必要がある場合
 - (3) 電気通信事業者等が、財団外から財団までの電気通信サービスの提供を中止した場合
 - (4) その他、理事長がFOCUSスパコン利用サービスを提供するにあたり合理的理由により必要であると判断した場合
- 2 財団は、FOCUSスパコン利用サービスを中止する場合には、連絡責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - 3 財団は、前項に基づきFOCUSスパコン利用サービスの提供を中止した場合に、当該中止又は当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者が被った損害について賠償の責任を負わない。

（サービス提供及びアカウントの一時停止又は利用契約の解除）

第33条 財団は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該『課題』に対するFOCUSスパコン利用サービスの提供及び従事者のアカウントの一時停止、又は利用契約の解除を行うことができる。

- (1) 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
- (2) 利用者が申請に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 責任者、連絡責任者又は従事者が第26条第2項の規定する禁止事項に該当する行為を行った

場合

- (4) 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者が前三号のほか本約款に違反した場合
 - (5) 利用者について破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、又は清算に入った場合
 - (6) 第28条第1項第3号又は第4号に基づく届出が行われた場合
 - (7) その他、理事長が合理的な理由に基づき必要と認めた場合
- 2 財団は、前項によりFOCUSスパコン利用サービス提供及びアカウントを一時停止する場合には、責任者に対して事前に、その旨、理由及び期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 3 財団は、第1項により利用契約を解除する場合には、責任者に対して事前にその旨、理由を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 4 第2項による一時停止が行われた場合、利用者は停止期間中も料金の支払義務を負うものとする。第3項による解除が行われた場合、利用者は未払いの料金を直ちに支払うものとし、財団は既払いの料金を一切返金しないものとする。

(利用内容の変更)

- 第34条 財団は、利用者のFOCUSスパコン利用サービスの利用状況に応じ、利用方法の変更の要請又は勧告をすることがある。利用者は、これを正当な理由なく拒絶することはできないものとする。
- 2 前項に基づく要請又は勧告の結果、FOCUSスパコンの利用を休止又は廃止する時には、責任者は、第28条に基づく届出をするものとする。

(利用者の損害賠償責任)

- 第35条 利用者は、FOCUSスパコン利用サービスの利用に伴って、責任者、連絡責任者及び従事者又はその関係者の責に帰すべき事由により財団に損害を与えた場合、財団に対し、財団に生じた損害を賠償しなければならない。

(財団の損害賠償責任)

- 第36条 財団は、本約款で特に定める場合を除き、利用者がFOCUSスパコン利用サービスの利用(利用不能も含む)に関して被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負わない。また、利用者がFOCUSスパコン利用サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、財団の責に帰すべき事由に基づく紛争以外は、利用者が自らその責任において解決するものとし、財団は一切責任を負わない。

(損害賠償の制限)

- 第37条 財団の責に帰すべき事由により、『課題』がFOCUSスパコン利用サービスを全く利用できない状態に陥った場合、財団が当該『課題』における利用不能を知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続した場合に限り、利用不能の時間と同等の利用期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとし、財団の責任はこれに限られるものとする。

2 FOCUSスパコン利用サービスを利用できなくなった事由が次の各号に該当するとき、当該事由に起因する利用者の損害について、財団はいかなる法律上の責任も負わない。

- (1) メンテナンス等保守作業の実施
- (2) 天災、疫病の蔓延、戦争等の非常事態
- (3) 第三者による攻撃
- (4) 行政又は司法機関による命令
- (5) 財団の管理外にある利用者及び第三者のソフトウェア、機器、ネットワーク等の不具合
- (6) FOCUSスパコン及び利用者のクライアント上で動作するソフトウェアの不具合
- (7) 利用者がFOCUSスパコンを利用するにあたって自ら施した設定等
- (8) 利用者の不正な操作、本約款違反を含む不正な行為
- (9) その他上記に準じる行為と財団が判断した場合

(アカウントの管理)

第38条 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、FOCUSスパコン利用サービスに関する財団提供のアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく個々の従事者本人以外の第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。

- 2 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、第三者にアカウント名及びアカウント情報を提供してFOCUSスパコンを利用させてはならない。
- 3 財団が、利用者、責任者、連絡責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めたときは、第33条第2項の定めによらず財団は直ちに当該『課題』に係るアカウントを一時的に停止することができる。一時停止期間中の料金の支払いについては、第33条第4項前段を準用する。
- 4 財団が、責任者、連絡責任者又は従事者が第1項又は第2項に違反したと認めたときは、第33条第3項の定めによらず財団は直ちに当該『課題』に係る契約を解除することができる。この場合の料金の支払いについては、第33条第4項後段を準用する。
- 5 前項により契約解除となった場合、責任者から当該利用者の専有領域に保存されたデータの提供の申し出があれば、財団はこれに応じる。この提供にかかる費用は利用者の負担とする。

(ストレージ領域)

第39条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて、当該『課題』専用に財団が提供するストレージ領域の料金、容量及び利用方法は、「利用料金表」及び「FOCUSスパコン計算資源利用細則」に定めるとおりとする。

- 2 データのバックアップ保存は、利用者が責任を持って行うものとし、財団はデータの消失について一切の責任を負わない。

(帯域の制御)

第40条 財団は、FOCUSスパコン利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、財団所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがある。

(ジョブのキャンセル)

第41条 財団は、FOCUSスパコン利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、責任者に予告してジョブのキャンセルを実行することがある。緊急の場合は責任者へ予告すること無くジョブのキャンセルを実行することがある。

(ソフトウェアの提供)

第42条 財団は、FOCUSスパコン利用サービスに付帯して、財団が用意するソフトウェアの利用者に許諾する。ただし、追加費用負担が必要なソフトウェアについては、利用者が別に定める料金を負担する。

- 2 追加費用負担が必要なソフトウェアのうち、期間定額で利用できるソフトウェアについては、利用者からの申し出があった利用期間内はソフトウェア利用量にかかわらず定額で利用できるものとする。ただし、利用期間中に他の利用者による計算資源の占有等により当該ソフトウェアを利用できない期間が生じた場合でも、財団はその補填、減額、解約等には応じない。

(利用者によるソフトウェアのインストール)

第43条 FOCUSスパコン利用サービスにおいて、財団が提供しないソフトウェアに関しては、利用者はライセンスを取得しインストールすることができることとし、財団は一切の責任を負わない。なお、ライセンスを取得したソフトウェアは、利用者の責任において『課題』のストレージ領域にインストールするものとする。

- 2 利用者は、ソフトウェアライセンスの取得、インストール作業において、財団に対して必要となる情報の提供を求めることができる。その場合、当該情報の内容等を提示した情報提供を依頼するものとし、財団は当該依頼に基づき情報を提供する。
- 3 ライセンスサーバへのライセンスファイル登録等、財団で設定が必要なライセンスサーバのサービスを利用する場合、利用者は、財団に対し、インストールを希望するソフトウェアの特定その他インストール作業を行うために必要となる内容等を記載した作業内容依頼書を提出するものとし、財団は当該依頼を適当と認めたときは、当該作業内容依頼書に基づきライセンスのインストール作業を行う場合がある。

(契約終了時の措置)

第44条 財団は、利用契約が終了した日の15日後に、財団管理下のサーバ内の利用者専有領域（ストレージ領域）に保存したデータを削除する。

- 2 利用者が財団に対し利用契約を終了する日の7日前までに前項のデータを引続き保存したい旨を申し出て財団が承認したときは、財団は、データの保存期間を通知した上で、当該期間内に限り無償で当該データを保存するものとする。

(準拠法)

第45条 本約款及び利用契約は、日本の法律にしたがって作成したものであり、また、日本の法律にしたがって解釈されるものとする。

(紛争の解決・管轄裁判所)

- 第46条 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義又は取決められていない事項が発生した場合は、財団及び利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。
- 2 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

- 第47条 この約款に定めるものの他、FOCUSスパコン利用に必要と思われる事項が発生した場合、別にこれを財団と利用者の間で協議して定める。

(附 則) この約款は、平成23年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。

この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。

この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。

この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。

この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

この約款の変更は、平成31年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和2年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和3年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和5年4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

この約款の変更は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。